

令和〇〇年〇〇月〇〇日

アレルギー対応児童保護者の皆様

調布市教育委員会

食物アレルギー対応に向けた面談実施について

日頃から、学校給食に御理解御協力をいただきましてありがとうございます。

学校給食でのアレルギー対応実施に当たっては、毎年、関係書類の提出をお願いし、面談において対応内容を決定しているところです。来年度に向けた面談について、下記のとおりお知らせいたします。

不必要な除去を減らし、一層安全に対応するため、調布市医師会の協力の下、管理指導表等の関係書類の内容を教育委員会・医師会で共有し、管理指導表の現状分析や、より適切な対応についての検討を行っています。

検討の結果、学校を通じて、医師会が指定する市内医療機関の受診を勧めることがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類・面談について

面談の際に、提出をお願いする書類は下記のとおりです。①～③の書式は、学校及び教育委員会に用意しておりますので、お申し出ください。

① 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用、以下「管理指導表」と言う。）

管理指導表は、医療機関を受診し医師に記入をいただく書類です。医師記入後、同意欄にご署名ください。検査の結果が出るまでに日数を要する場合がありますので、早めの受診をお願いいたします。

なお、管理指導表の有効期限は、医師記載日から1年間です。今年度4月以降に記入された管理指導表がお手元にある場合、症状に変化がなければ、そのままご提出いただけます。

② 食物アレルギー個別取組プラン（事前調査票兼面談調書、以下「取組プラン」と言う。）

「5 学校生活上の留意点」までご記入後、「6 情報の共有について」の同意欄にご署名ください。

③ 緊急時個別対応カード

2 面談の時期

新年度になって早々に開始する給食において、提出していただいた管理指導表の内容に沿った対応をするために、前年度中に面談を実施させていただきます。担任等が変わる場合もあり、新年度に再度の面談をお願いする場合がありますが、ご了承ください。

3 調布市では下記の内容で、アレルギー対応を実施していますので、ご了承ください。

- (1) 使用する調味料・加工品等の原材料表を配布させていただきます。学校では栄養士及び調理員が確認をしておりますが、念のため御家庭でも原因食物の有無について再度の確認をお願いいたします。

- (2) 毎月、食物アレルギー対応献立表を児童経由でお渡ししますので、御家庭でも児童と一緒に対応内容の確認や、児童への注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。
給食時には、食物アレルギー対応カードを食器に貼って提供し、担任と児童で食物アレルギー対応献立表と照合して対応内容の確認をします。対応カードは給食提供までの各段階で記載どおりとなっているか、担当が確認することになっています。
- (3) 市立学校の学校給食では「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」を使用しません。また、「原因食物を除去しやすい献立とすること」、「種実類・キウイなど、新規発症を引き起こしやすい食物の使用に配慮すること」、「作業動線・工程に配慮した献立とすること」を献立作成の考え方の基本とします。
- (4) 調布市の学校給食では、アレルギー食対応の単純化を図るため、アレルギー原因食物を全て除いた給食（除去食）を提供する完全除去を基本とする対応を導入しています。
鶏卵、調味料、コンタミネーション（微量混入）対応については例外としていますが、その他の食物については、管理指導表に一部除去と記載がある場合及び自宅で少量食べている場合も、全て除去します。
- (5) 原因食物の異なる児童が複数いる場合は、それぞれの児童の原因食物に対応した除去食を各々調理するのではなく、該当する原因食物をすべて除去した1種類の除去食とします。例えば、八宝菜で「イカ」を除去する児童と「鶏卵」を除去する児童がいる場合、「イカ」と「鶏卵」を抜いた1種類の除去食とします。
- (6) アレルギー対応児童は、除去食の有無に関係なく常に異なる色のトレイ（ピンク・ブルー）を使用し、除去食対応がある料理についてはオレンジ色のラインの入った食器に盛付けいたします。なお、トレイ及び食器の色は市内統一とします。
- (7) 対応が必要な児童については、安全対策が定着するまでは、除去食の有無に関わらずおかわりは全面禁止となります。量については配膳の段階で配慮いたします。
- (8) 原因食物が「そば、ピーナッツ、一部の種実類」、「非加熱の魚介類」、「生卵（鶏卵）」のみの場合は、ブルートレイを使用し、おかわり可となります。
※詳細は、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について」をご参照ください。

4 その他

給食では納品等の都合により対応内容を変更する場合があります。

また、学校においては、給食以外でも食物を取り扱う場面があるため、給食でのアレルギー対応がない場合でも、上記1の書類を必ず提出くださるようお願いいたします。

5 問合せ先

調布市教育委員会教育部 学務課保健給食係 電話 042-481-7476